

第九十七号議案

江戸川区が管理する道路における道路標識の寸法に関する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年十一月二十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区が管理する道路における道路標識の寸法に関する条例
(趣旨)

第一条 この条例は、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十五条第三項の規定に基づき、江戸川区が管理する道路(以下「道路」という。)に設ける道路標識のうち、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和三十五年総理府・建設省令第三号)第三条の二に規定する道路標識の寸法を定めるものとする。

(道路標識の寸法)

第二条 道路に設ける道路標識の寸法は、安全かつ円滑な交通の確保を図ることを考慮して、江戸川区規則で定める寸法とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の道路に設ける道路標識の寸法については、なお従前の例による。

(説明)

道路法(昭和二十七年法律第八十号)の改正に伴い、江戸川区が管理する道路における道路標識の寸法について定める必要があるもので、本案を提出いたします。